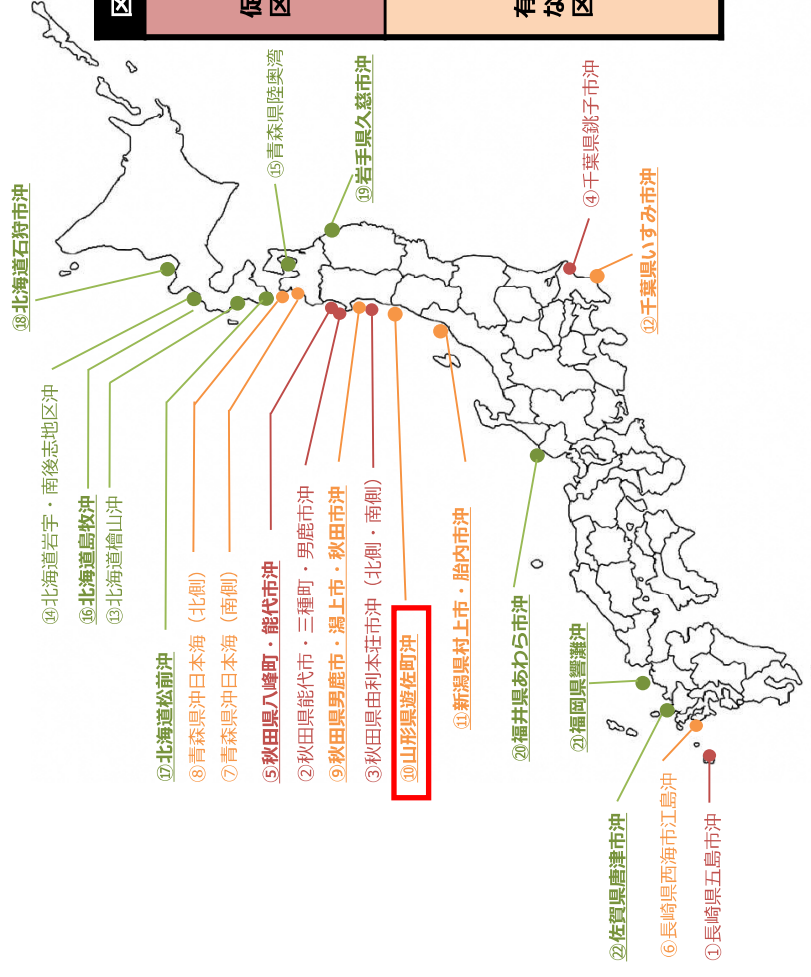


(出典：令和3年11月30日(火)経済産業省資料(一部加工))

再工不海域利用法の施行等の状況 (2021年度区域指定等を踏まえたもの)

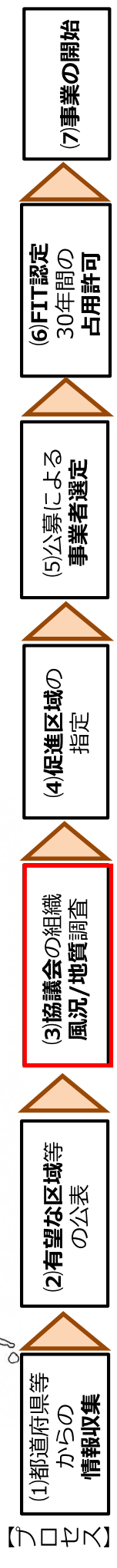
- 2019年7月、以下の①～④の4区域を「有望な区域」として整理。その後、「促進区域」に指定 (①2019年12月、その他は2020年7月)。さらに、①は2020年12月に公募を終了し、公募占用計画の審査を経て、2021年6月に事業者を選定。②～④は、提出された公募占用計画を審査中。
- 2020年7月、以下の⑤～⑧の4区域を「有望な区域」として整理。その後、各区域における協議会の進捗、促進区域指定基準への適合状況や都道府県からの情報提供を踏まえ、**2021年9月13日、⑤を「促進区域」に指定するとともに、⑨～⑫の4区域を新たに「有望な区域」として追加・整理。**



＜促進区域、有望な区域等の指定・整理状況 (2021年9月13日)＞

区域名	万kW
①長崎県五島市沖	1.7
②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	41.5
③秋田県由利本荘市沖(北側・南側)	73
④千葉県銚子市沖	19,37
⑤秋田県八峰町・能代市沖	36
⑥長崎県西海市江島沖	30
⑦青森県沖日本海(南側)	60
⑧青森県沖日本海(北側)	30
⑨秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	21
⑩山形県遊佐町沖	45
⑪新潟県村上市・胎内市沖	35,70
⑫千葉県いすみ市沖	41

【凡例】
 ● 促進区域
 ● 有望な区域
 ● 一定の準備段階に進んでいる区域
 ※下線は2021年度新たに追加した区域



遊佐町沖は2022年1月に第1回協議会を開催